

武庫川流域委員会への提案

武庫川流域委員会 委員長 松本誠 様

2005年9月29日

21世紀の武庫川を考える会

奥川 和三郎

21世紀の武庫川を考える会として武庫川流域委員会へ総合治水他の提案をします。

提案。1から8の項目毎に具体化するとともに、誰でも、参加し見る事ができるようマップ化、図表化をしてください。

縦割りではなく資料を総合的に整備し、流域住民が流域の環境、治水事業に参画、参加、研究できる内容に整備し、県の一室を武庫川総合治水資料室として開放する。情報開示を積極的に行って下さい。資料の整備された資料室は武庫川流域委員会室として交通の便利な所に設けることを提案します。

作成されたハザードマップの公表や総合治水のプラン普及にさいしては答申とは別に公益、社会教育にも資することを留意した、わかり易い版の作成を考慮されるようあわせて提案します。

1、 堤防の改修、強化、河道改修整備の具体化

アメリカのカトリーナ被害や円山川の水害から、堤防強化は武庫川治水対策の要であり、不可欠です。カトリーナ災害の大きな教訓は、堤防が決壊したら大変なことになる、と従前からいわれていながら、堤防補強も避難計画もしていなかったことにあります。

具体的提案です。

武庫川下流の堤防補強計画を明示してください。

浸透水対策だけでなく越流対策にも取り組み、その対策を明らかにして下さい。さらに、堤防決壊時の避難計画も明らかにしてください。

とりわけ、阪神電鉄武庫川橋梁の嵩上げ、潮止め堰の廃止の具体化、堤防強化。武庫川橋の嵩上げ、堤防強化には特に留意して明らかにして下さい。武庫川上流域での各流域河川毎の水害状況と原因（堤防の決壊、越流、内水被害などの原因を明示）を明らかにしてその後の対策、取り組み状況を掌握する。

2 超過洪水対策と情報の周知徹底をはかる。

3、 行政にハザードマップの作成・公表を求める。

- 4、 水生、水際動植物の調査、保存、増殖、計画、以上の武庫川流域の実態をまとめる。
- 5、 保水力の増強、水源涵養、災害防止の森林の整備・保全・管理の実態と方針をまとめる。遊水地の設置、水循環の利用、流域の汚染防止、の具体化した提言をする。
- 6、 流域内大規模開発抑制、規制、指導（遊水地など治水の恒久対策）について実態に応じた報告をする。
- 7、 河川を中心とする自然環境と景観保全と復元、管理。
地方自治体の参加・協力。 廃線敷きを所有するＪＲ西日本等、関係者にも協力・参加させ、廃線敷をハイキングコースとして整備する。
- 8、 武庫川流域委員会提言後の武庫川流域の継続取り組みとして、武庫川案内・治水・環境の自然センターの設置（兵庫県当局の財政うらずけあるもの）を武田尾あるいは海岸都市部流域に具体的に設ける。

以上ご検討、具体化を御願います。

第25回武庫川流域委員会での議論に関する質問・意見です。

1、2主張並立で総合治水の具体的検討に入るとは止むを得ない

基本高水の設定について、おおむね二つの主張を並立させ、次の総合治水対策の検討に入ると決められた。現段階では止むを得ぬ決定と考えられる。具体的な対策こそが、急がれることだ。

しかし、基本高水はいずれ設定されることになるのだろうか。これまでの基本高水についての議論は、費やされた時間と労力の割には、中身が生煮えで不十分である。そのことは委員の中からも「分からない」や「専門家にまかす」という声があがることに現れている。

1、「100年に一度の大洪水」とは違う基本高水の議論

そもそも検討フローに従って計画規模＝治水安全度の議論が始まった。県当局提示の1/100（100年に1度）を決めるにさいして、次のような説明があった。「1/100は流量や降雨のことを言っているのではない。下流の安全度、危険度をどのように設定するかということである」（第13回運営委員会）。委員の多くは「100年に一度の大洪水に対応できるように」と考えて議論したことだろう。

計画規模＝治水安全度の定義は、「降雨量の年超過確率で評価する」とされる（第7回委員会・治水に関する用語集）。この定義はおおきな恣意性をはらむものであり、1/100という表現をあいまいにしていると言えないか。県当局と専門家は、計画規模＝治水安全度の意味を明確にし、一般の住民に納得のできる説明をする責務がある。

1、その降雨パターンの起こる確率は何年に一度なのか

1/100での降雨量は24時間で247^{ミリ}と決められ、各降雨は247^{ミリ}に引き伸ばされている。しかし、それぞれの降雨パターンは「1/?」なのか分からない。降雨パターンの生起確率が明確でないなら、「100年に一度の大洪水」という表現には偽りがあると思われる。もし降雨パターンが100年をはるかに超える生起確率であれば、「最大値を採る」という意見は「(計画策定を阻害する)無間地獄」となる、との奥西さんの評価が当たっていると考えられる。県当局と専門家から「畑意見」についての応答がまだないのは何故か。

1、旧来の河川行政に対する検証をしっかりと

流域委員会における基本高水のこれまでの熱心な議論から得るべき成果とは、従来の治水政策を推進してきた行政と専門家の路線に対して、委員一同が、しっかりと検証の眼を向けることではないか。それが新河川法の趣旨に沿った流域委員会委員の責務だろう。これからの日本全土の河川政策のために！

2005年、0月 / 日